

荒川ビジョン合角推進協議会規約

第1章 総則

(名称及び所在地等)

第1条 本会は、「荒川ビジョン合角推進協議会」(以下「協議会」という。)と称し、主たる事務所を埼玉県秩父市荒川上田野772番地特定非営利活動法人森事務所内に置く。

(目的)

第2条 協議会は、荒川源流地域の活性化と流域住民の交流等を推進し、川や流域への理解を深め、より健全な姿に変える等の活動に係わる企画を審議するとともに、進捗管理等を行うことを目的とする。

(会員)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため別表に掲げる会員により構成する。

- 2 会員の任期は、荒川ビジョンの推進の合角における期間は継続とする。
- 3 会員が任期中において第3条第1項に示す職を離れたときは、次にその職に就いた者がその任務に就くものとする。ただし、協議会の目的を遂行するために必要があると認めた場合は、この限りではない。

第2章 役員

(役員の数及び選任等)

第4条 協議会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 2名
- 2 前項の役員は、会員の互選によって定める。
 - 3 会長は、協議会を代表し、業務を総理する。
 - 4 副会長は、協議会を招集し、議長を務める。また、会長に事故等がある時はその職務を代行する。
 - 5 事務局は会議等会務を記録し保管する。又会計を兼務する。
 - 6 監事は、協議会の財産の状況及び決算を監査する。
 - 7 協議会は、会員の過半数が出席しなければ会議を開催することができな

い。ただし、代理出席を認めるものとする。

第3章 資産及び会計等

(資産の構成)

第5条 協議会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 寄付金
- (2) 事業（交付金事業、補助金事業等含む）に伴う収入
- (3) その他の収入

(資産の管理及び会計処理)

第6条 協議会の収入等資産は会長が管理する。その方法は、協議会の議決を経て会長の責任において行う。。

(事業年度等)

第7条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。また、会計規則については、秩父市規定の会計規則に準ずるものとし、入出金管理に関しては事業毎に銀行口座を設けた上、秩父市の指導のもと行うものとする。

(事業計画及び予算)

第8条 協議会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、協議会の議決を経なければならない。

- 2 次の事項は、総会で討議し、決議しなければならない。
 - (1) 事業に関する事項
 - (2) 会計の収支に関する事項
 - (3) 役員の承認に関する事項
 - (4) 規約に関する事項
 - (5) その他重要案件に関する事項

(事業報告及び決算)

(第9条 協議会の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、協議会の議決を経なければならない。

(総会の種別等)

第10条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、出席会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎年度1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、会長が認めた時に開催する。

(総会の議決方法等)

第11条 会員現在数の過半数の出席者が無ければ、開くことが出来ない。

- 2 会員は、総会の議事において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会の議事は、出席者の議決権を持って決し、可否同数の時は、議長が決するところによる。
- 4 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(書面は代理人による表決)

第12条 やむを得ない理由により、総会に出席出来ない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することが出来る。

(総会の議事録)

第13条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、次の事項を記載する。
 - (1) 日時、場所
 - (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうち、その総会において、選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。
- 4 議事録は、事務局に備え付けて置かなければならない。

(書類の帳簿の備え付け)

第14条 事務局に次の書類及び帳簿を備え付けて置かなければならない。

- (1) 協議会の規約
- (2) 役員等の氏名及び住所
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他規約に基づく書類及び帳簿

第4章 その他

(解散)

第15条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 協議会の議決

(2) 破産

2 前項の第1号の事由により解散する場合は、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 解散時に存する残余財産は、埼玉県秩父市に継承させるものとする。

(その他)

第16条 その他、この規約に定めるものの他、協議会の運営に関する必要な事項については、協議会の協議によって決定する。

2 前項のうち、軽微な事項については、協議会の了承を得て会長が専決することができる。

付則 この規約は、平成28年2月17日施行する。